

# 九州マーチングバンド協会規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、九州マーチングバンド協会と称す。なお、英語の表記は、KYUSYU MARCHINGBAND ASSOCIATION と称し、その略称を KMA と称する。また、一般社団法人 日本マーチングバンド協会の九州支部となる。

### (事務所)

第2条 本会は、事務所を事務局長の在所に置く。

### (支部)

第3条 本会は、各県に支部を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第4条 本会は、九州及びわが国におけるマーチングバンドの普及・振興を図り、併せて会員の指導並びに会員相互の親睦と融和に努め、もってわが国文化の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するためにマーチングバンドに関する次の事業を行う。

- (1) コンテスト及び講習会等の開催
- (2) 指導者の育成
- (3) 普及活動・創作活動・国際活動の推進
- (4) 資格認定事業の実施
- (5) 機関紙・研究資料及び楽譜等の刊行
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (会員資格)

第6条 本会の会員（団体、個人）は、一般社団法人 日本マーチングバンド協会定款に基づき入会したものとする。

- 2 本会の会員は、一般社団法人 日本マーチングバンド協会の会員であると同時に、所在する地の県支部の会員となる。

### (入会)

第7条 入会するものは、次の手続きによる。

#### (1) 個人会員

会員になろうとするものは、別に定める入会申込書（様式1）を、一般社団法人 日本マーチングバンド協会に提出し、理事長の承認を得なければならない。

#### (2) 団体会員

会員になろうとするものは、別に定める入会申込書（様式2）を、県支部を通じて本会に提出し、理事長の承認を得なければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、別途定める入会金及び会費を納めなければならない。

#### (1) 個人会員

個人会員は、別表1に定める入会金及び会費を一般社団法人 日本マーチングバンド協会に納めなければならない。

(2) 団体会員

団体会員は、本会の定める入会金及び会費を県支部を通じて本会に納めなければならない。

**(資格の喪失)**

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である組織が解散したとき。
- (3) 除名されたとき

**(退 会)**

第10条 会員が退会しようとするときは、次の手続きを必要とする。

- (1) 個人会員  
個人会員は、退会届(様式3)を一般社団法人 日本マーチングバンド協会理事長に提出しなければならない。
- (2) 団体会員  
団体会員は、退会届(様式4)を本会理事長に提出しなければならない。

**(除 名)**

第11条 本会は、会員(個人、団体)の次の事項があったときは、理事会の議決をもって該当の会員を除名することができる。

- (1) 会員が、本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に違反する行為があったとき。
- 2 個人会員の除名については、その旨を一般社団法人 日本マーチングバンド協会理事長に報告するものとする。

## 第4章 役員及び職員

**(役 員)**

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事13名以内  
(うち理事長1名、副理事長2名以内とする。)
- (2) 監事3名以内

**(役員を選任)**

第13条 理事及び監事は、総会で選任し、理事は理事長及び副理事長を互選する。

**(役員職務)**

第14条 理事長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の業務に従事し、総会の議決した事項を処理する。また、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により副理事長がその職務を代理し又はその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を組織して、この規程に定めるもののほか、本会の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。
- 4 監事は、本会の業務及び財産等を監査し、理事会及び総会に報告する。

**(役員任期)**

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は前任者の在任期間とする。

**(会長・副会長・顧問・相談役)**

第16条 本会に、会長、副会長、顧問及び相談役をおくことができる。

- 2 会長、副会長、顧問及び相談役は、理事長の諮問に応じ、理事会又は総会において意見を述べ又は提言することができる。

**(事務局)**

第17条 本会の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

- 2 事務局長 1 名、事務局次長 2 名以内とする。
- 3 事務局長は各種会議に出席し、意見及び提言することができる。
- 4 事務局に職員を置くことができる。
- 5 職員は理事長が任命し、有給とすることができる。

## 第 5 章 会 議

### (会議の種類)

第 18 条 本会の会議は、総会、理事会、及び三役会とする。但し、理事会において必要と認めるときは、期間を定めて委員会又は部会等を設置することができる。

### (総 会)

第 19 条 通常総会は、毎年 1 回理事長が招集し、開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が認めたとき、理事長が召集する。
- 3 総会の議長は、会議の出席会員の互選で定める。

### (総会の議決事項)

第 20 条 総会は、普通会员全員で構成し、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) このほか本会の業務に関する事項で理事会において必要と認めるもの

### (理事会)

第 21 条 理事会は、理事長、副理事長、並びに理事で構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき原案の承認
- (2) 総会から委任された事項の決定及び変更に関することの審議・承認
- (3) その他の重要事項

### (三役会)

第 22 条 三役会は、理事長、副理事長、事務局長で構成し、総会及び理事会に提案する議案の起草、報告事項の作成及び会議運営の準備に関すること等を行う。

### (委員会又は部会等)

第 23 条 委員会は、部会長及び部会員で構成し、専門的な事柄並びに特定の任務等について審議し、企画立案する。

- 2 部会又は委員会の審議結果について、理事長に答申する。

### (議事録)

第 24 条 総会及び理事会の議事については議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は前項の議事録を確認する。

## 第 6 章 会 計

### (経費の支弁)

第 25 条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

- 2 本会の収支決算に次期繰越収支差額があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入することができる。
- 3 本会の財産に関する移動・譲渡が必要となった場合は、理事会の議決を経て総会の承認を得る。

### (会計年度)

第 26 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第7章 規約の改正等

### (規約の変更)

第27条 この規約の変更は、理事会において出席者の3分の2以上の賛同を得たうえ、さらに、総会において、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。ただし、各条の本旨を変更することなく、字句の加除修正等は、理事会において行うことができる。

### (細則等)

第28条 この規約で定めるものの他、必要な事項は総会の議決を経て、別に定める。

## 第8章 附 則

- 1 この規約は、2005年7月3日から施行する。
- 2 本会設立当初の会計年度は、第27条の規定にかかわらず、設立総会で承認された日から、翌年3月31日までとする。
- 3 本会設立当初の役員については、第12条及び第13条の事項にかかわらず、別に定める。この場合の役員の任期は、第15条及び第27条の事項にかかわらず、2007年3月31日までとする。
- 4 この規約は、2008年4月13日から施行し、同日から適用する。
- 5 この規約は、2011年4月1日から施行し、同日から適用する。
- 6 この規約は、2013年4月1日から施行し、同日から適用する。

## 会員組織規程細則

### 第1章 総 則

#### (目 的)

第1条 九州マーチングバンド協会規約の第3章、第6条及び第8条の会員に関する事項については、この細則の定めるところによる。

### 第2章 入会及び退会等

#### (入会の資格)

第2条 会員の資格は、次の各号に該当するものとする。

- (1) マーチングバンドの活動を行っている団体または個人。
- (2) マーチングバンドの充実・普及活動に賛同し、活動している個人または団体。

#### (団体会員の区分)

第3条 団体会員を、幼児・小学校・中学校・高等学校・大学・職場・一般と区分し、その内容は次の通りとする。

- (1) 学校教育法に基づく小学校・中学校・高等学校・大学またはこれに準ずる学校の団体は前項のそれぞれの学校区分に所属するものとする。
- (2) 大学区分の団体は単一の大学名で加盟し、学部ごとに登録することはできない。但し都道府県を異にする地域に設置された学部の場合はその地域名を冠してそれぞれの都道府県組織に登録することができる。
- (3) 職場区分の団体は、同一の公共団体および同一の企業社員により構成された団体とする。但し同一職場名であっても府県を異にする職域にある団体はその地域を冠してそれぞれの都道府県組織に入会することができる。

- (4) 各種学校・専修学校・職業訓練校などの団体は原則として一般の部に所属するものとする。
- (5) 混成団体は、次の通り区分する。
- ①中学生と小学生の混成団体は、中学区分
  - ②高校生と中学生の混成団体は、高校区分
  - ③大学生と高校生または中学生の混成団体、短期大学、高等専門学校の団体は、大学区分
  - ④上記①から③に該当しない混成団体は一般区分

### 第3章 入会金及び会費

#### (入会金)

- 第4条 本会に普通会員として入会しようとする個人または団体は、別表に定める入会金を納付しなければ会員としての資格を有することができない。ただし、これまで、全日本マーチングバンド・バトントワリング連盟及び日本マーチングバンド指導者協会の会員であった者は、提出を必要としない。
- 2 普通会員のうち個人会員は、入会金を一般社団法人 日本マーチングバンド協会へ直接納入するものとする。
  - 3 普通会員のうち団体会員は、入会金を各県支部へ納入するものとする。

#### (会員の義務)

- 第5条 会員は、本会並びに県支部における総会などの会議や行事には参加・協力しなければならない。

#### (会費)

- 第6条 普通会員のうち個人会員の会費は、別表に定める会費を、毎年度5月末までに一般社団法人日本マーチングバンド協会に直接納入するものとする。
- 2 普通会員のうち団体会員は、別表に定める会費を、毎年度期限までに県支部を通じて本会に納入しなければならない。
  - 3 納入された会費は、途中退会の場合でも返還しない。

### 第4章 全国組織への出席等

#### (代議員)

- 第7条 一般社団法人 日本マーチングバンド協会の総会へ出席する代議員は、年度当初の理事会で選出する。

#### (代議員の旅費等)

- 第8条 代議員の総会等出席に要する旅費等の支弁については、年度当初の理事会で検討する。

### 第5章 会議等

#### (会議の議決要件)

- 第9条 総会、理事会、その他会議等における決定については、出席者の過半数の賛成により決する。可否同数の場合は議長の決するところとする。なお、あらかじめ議題及び意思決定事項の提示がある場合を除き、欠席者は、会議の決定事項に委任したものとみなす。

## 第6章 附 則

### (附 則)

- 1 本規定は、2005年7月3日から施行し、同日から適用する。
- 2 正会員の総会出席の旅費等については、第15条の規定にかかわらず、2006年度までは、各県支部の実情により、連盟又は協会からの助成も検討する。
- 3 本規定は、2008年4月13日から施行し、同日から適用する。
- 4 本規定は、2011年4月1日から施行し、同日から適用する。
- 5 本規定は、2013年4月1日から施行し、同日から適用する。

## 役員規程細則

### 第1章 総 則

第1条 九州マーチングバンド協会規約の第4章の役員及び事務局に関する事項については、規約に規定するもののほか、この細則の定めるところによる。

### 第2章 役員を選出

第2条 会長、副会長、顧問、相談役は、理事会で推薦され、総会の同意を得て、理事長が委嘱する。

第3条 理事長、副理事長は、役員選考委員会で推薦され、理事会及び総会で承認を得た者とする。

第4条 役員選考委員会は、各県支部より選出された支部長（各県理事長）で構成する。

第5条 理事は、各県支部長と役員選考委員会で推薦され、総会で承認を得た者とする。

2 各県支部長は理事とする。

3 各部長は理事とする。

第6条 事務局長、事務局次長及び監事は、役員選考委員会で推薦され、理事会及び総会で承認を得た者とする。

第7条 会員の資格を持つ者は、理事に立候補することができる。

2 理事に立候補する者は、役員改選前年度2月1日から同月末日までに、役員立候補届を事務局を通じて役員選考委員会へ文書で提出しなければならない。

3 役員選考委員会は、理事候補者を立候補の有無にかかわらず全会員の中から推薦し、総会で承認を得る。

第8条 本会の役員に学識経験者を加えることができる。学識経験者とは、各種専門分野の研究又は実践家とする。

第9条 役員を辞任する場合は、辞任願いを提出しなければならない。

2 辞任願いが提出された場合は、理事会で本件を受理するとともに、理事長については後任を選出しなければならない。理事長以外の役員については、理事会で承認を得、次期総会で承認を得る。

第10条 この協会の役員が次の各号の一に該当するときは、理事会の各々出席者の3分の2以上の議決により、辞任を求めることができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為が認められるとき。

(3) この協会の運営に支障をきたすような行為があると認められるとき。

第11条 役員改選年度における役員の選出方法については、別に「役員選出に関する細則」を定める。

### 第3章 役員の職務

第12条 役員の職務は、第14条に規定するもののほか、次の事項をその職務とする。

(1) 各部、各委員会は、理事長・副理事長とともに、各種事業の企画立案並びに実質的な運営にあたる。

(2) 理事は、マーチングバンド活動の振興・発展のための諸施策を提言するとともにその振興策を推進する。

(3) 事務局長は、本会の事務及び庶務的事項を掌り、三役及び各部長とともに執行する。

(4) 事務局次長は、事務局長を補佐し、各事業の庶務的事項を処理する。

(5) 大会及び講習会の開催にあたり、その期間中に限り、別途事務局員を任命することができる。事務局員は、事務局長及び事務局次長と連絡を密にしなが、大会及び講習会の準備並びに運営を推進する。

(6) 監事は、本会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

ア 財産の状況を監査すること。

イ 本会の業務執行の状況を規約及び細則等に照合し監査すること。

ウ 上記の監査により不整の有無について理事会、総会に報告すること。

(付則)

1 本規定は、平成20年4月13日から施行する。

2 本規定は、平成23年2月27日から施行する。

3 本規約は、平成25年年4月1日から施行する。

## 慶 弔 規 程

### 第1章 総 則

第1条 九州マーチングバンド協会規約の第3章第6条、第4章12条に基づき、慶弔規定を定める。

### 第2章 表彰規定

第2条 役員が退任する場合、これまでの協会発展への貢献に対し感謝状、記念品を贈り、感謝の意を表す。

2 感謝状贈呈は、次年度の総会で行う。但し、やむをえない場合は、この限りではない。

3 各県支部及び本協会に功績があった方に対し、感謝状、記念品を贈り感謝の意を表す。

### 第3章 慶事・弔事規定

第3条 原則として、役員が死亡した場合、弔花及び弔慰金を贈り、弔電を打電する。

2 役員の配偶者及び親の死亡に際しては、弔電を打電する。

- 3 本部及び各支部の三役等の慶事・弔事に関しては、必要に応じ三役会、事務局で検討する。

( 付則 )

- 1 本規定は、平成20年4月13日から施行する。
- 2 本規定は、平成23年4月1日から施行する。
- 3 本規約は、平成25年4月1日から施行する。

## 役員選出に関する細則

規約第4章12条、第13条及び役員規程細則により、役員選出に関する規定を次の通り定める。

### 第1条 選出の時期

- 1 役員選出の時期は、役員の任期が終了する定例総会
- 2 任期途中で役員の異動については、理事会の議決を経て、次期総会で承認を得る。

### 第2条 選出事務管理

選出事務管理については、理事会において委嘱された選出管理委員会（若干名）が管理する。

委員会の委員長は、委員の互選とする。ただし、委員が委嘱されるまでの事務は、事務局長がこれを代行する。

### 第3条 各県支部の推薦理事

各県支部は、支部において推薦された支部長（県理事長）を理事として、総会前に選出管理委員会に報告する。

### 第4条 役員選考委員会

- 1 総会の開催前に次期役員選考委員会を開催する。
- 2 委員会の構成は、第3条の支部より推薦された理事とする。委員長は互選とする。

### 第5条 役員候補者の選出

役員選考委員会は、役員規程細則第6条の3、第7条、第8条により学識経験者を含め、広く会員の中より理事候補者を選出し、選出管理委員会（選管委）に理事候補者として報告する。

### 第6条 役員の提案及び承認

選出管理委員会委員長（選管委員長）は、第3条の支部より推薦された理事、及び第5条にて選出された役員候補者を次期理事として総会に提案し、信任投票で承認を得る。

### 第7条 役員候補者の推薦

役員選考委員会は、総会で承認された理事の中より、理事長候補者を理事会に推薦する。

#### 第8条 役員承認

総会において承認された理事は、本会規約第13条、第21条にもとづき、理事会を開催し、理事長、副理事長、事務局長、監事他、本会の役員として必要な人事について選出し、総会に報告、承認を得る。

#### 付 則

- 1 本規定は、平成23年4月1日より施行する。